



マイナンバー制度の導入に伴い 小児慢性特定疾病医療費の支給認定事務のため マイナンバー（個人番号）が必要となります

※申請のために、個人番号カードの作成が必要ということではありません。

マイナンバー制度とは

国民一人ひとりに 12 桁の番号を付し、社会保障・税・災害対策の分野で複数の機関に存在する個人の情報が同一人であることを確認し、個人の情報を正確かつ効率的に連携させるための制度です。

マイナンバーの記載が必要な申請書類

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（別紙様式第 1 号）
- 小児慢性特定疾病医療受給者証記載事項変更届（別紙様式第 5 号）
- 小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書（別紙様式第 6 号）

マイナンバーの記載が必要となる方

- 受診者
- 保護者
- 受診者と同じ医療保険に加入する被保険者（支給認定基準世帯員）※

マイナンバー制度の導入に伴う添付書類の取扱い

- 情報連携は、国においては平成 29 年 11 月 13 日から開始されています。
- 本県では、情報連携による申請時の所得・課税証明書等の添付の省略を検討してきましたが、加入する医療保険や所得状況によって 省略が可能な対象者が限定されることで申請手続きが複雑になることや、対象者が限定されることでマイナンバー制度の目的や行政サービスの観点から公平性を欠いてしまうこと、また、事務量の増加や事務処理が複雑になることで認定手続きの遅延が発生し申請者に不利益となることが想定されることを理由に、当面の間は添付書類の省略をせず、従来どおり提出をお願いすることとしています。
- 引き続き申請手続きの省略・効率化を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

マイナンバーの提供の際に必要な書類 ※詳細は次のページ以降をご確認ください。

- 申請者（小児慢性特定疾病の受診者の保護者等）の本人確認書類をご提示（郵送の場合は写しをご提出）いただきます。
- 申請者以外で個人番号の記載が必要な方（小児慢性特定疾病の受診者、受診者と同じ医療保険に加入する被保険者※）については、「番号確認」書類をご提出いただきます。

※受診者と同じ医療保険に加入する被保険者（支給認定基準世帯員）

医療保険の種類	受診者と同じ医療保険に加入する被保険者に該当する人
国民健康保険、国民健康保険組合	受診者と同じ医療保険に加入している人全員（住民票が別の人も含む）
被用者保険	受診者の健康保険証等に被保険者として記載されている人

ご理解・ご協力をお願いいたします。

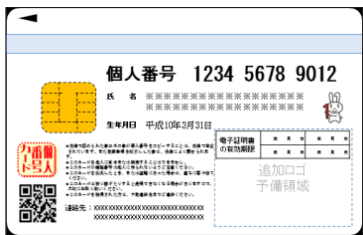
申請者の本人確認書類（「番号確認」及び「身元確認」）について

申請者については本人確認※として「番号確認」及び「身元確認」を行います。

※申請者本人が持参する場合は、原本をご提示いただき、郵送の場合は写しをご提出いただきます。

代理人（例：申請者が父、持参するのが母の場合）が持参により申請する場合は、窓口において代理人の身元確認書類をご提示いただきます（詳細は次のページ参照）。

＜申請者の本人確認（番号確認と身元確認）の方法＞

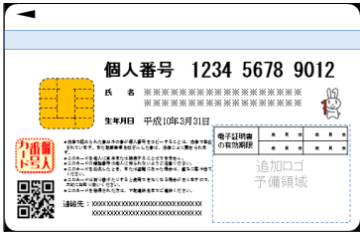
番号確認 （正しい番号であることの確認）	身元確認 （番号の正しい持ち主であることの確認）
個人番号カードの提示（写しの提出）による場合	
個人番号カード（裏面） 	個人番号カード（表面） 
個人番号カード以外の提示（写しの提出）による場合	
通知カード※ 又は 住民票（個人番号付き） 等	運転免許証 又は パスポート 等
※令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能。（以降、本資料内において同様の扱い。）	
※提示（提出）書類は例示です。詳細は次のページをご覧ください。 ※通知カードは身元確認書類としてはお使いになれません。	

申請者以外で個人番号の記載が必要な方の「番号確認」書類について

申請者以外で個人番号の記載が必要な方については「番号確認」のみを行います。

※次のとおり、個人番号カード（両面）の写し、通知カードの写し、又は住民票（個人番号付き）の写しのいずれか1つをご提出いただきます。

＜申請者以外で個人番号の記載が必要な方の「番号確認」の方法＞

番号確認 （正しい番号であることの確認）
個人番号カード（両面）の写しの提出による場合
個人番号カード（両面）  
個人番号カード以外の写しの提出による場合
通知カード※ 又は 住民票（個人番号付き）

申請者の本人確認書類（「番号確認」及び「身元確認」）について

＜本人確認書類における留意事項＞ 必ずご確認ください。

- 1 申請者本人が持参する場合は原本をご提示ください。郵送の場合は写しをご提出ください。
- 2 番号確認として申請書に添付する世帯全員の住民票の写し（個人番号あり）をお使いになる場合は、申請書に個人番号を記載されない方の個人番号は油性マジック等で黒塗りにして提出してください。
- 3 申請書に添付する書類（下記の波下線が引いてある書類）を本人確認書類とすることはできますが、申請者が来庁して提出される場合は、原本を提示いただく必要があります。
- 4 代理人（申請者が父で、母が持参する場合等）の身元確認書類は、代理人が持参される場合は原本をご提示ください。

申請者本人が持参 又は 郵送で提出する場合

1. 申請者の番号確認に必要な書類（以下のうちから1つ）

- ☐ 個人番号カード（裏面） ☐ 通知カード（個人番号通知書は不可）
☐ 個人番号が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書

2. 申請者の身元確認に必要な書類

1点の提示で確認できるもの（顔写真の表示があるもの）

- ☐ 個人番号カード（表面） ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書（交付年月日がH24.4.1以降のものに限る）
☐ 旅券（パスポート） ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳
☐ 療育手帳 ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書
☐ その他官公署が発行・発給した書類等で知事が適当と認めるもの*（氏名及び生年月日又は住所が記載され、提示時に有効なもの） ※詳細は保健所にお尋ねください。

2点以上の提示が必要なもの（顔写真の表示がないもの） ※上記が困難な場合

- ☐ 公的医療保険の被保険者証（保険証）又は資格確認書 ☐ 児童扶養手当証書
☐ その他官公署が発行・発給した書類等で知事が適当と認めるもの*（氏名及び生年月日又は住所の記載があり、提示時に有効なもの又は発行・発給日から6ヶ月以内のもの）
※詳細は保健所にお尋ねください。

代理人が持参 又は 郵送で提出する場合

1. 代理権が確認できる書類

- 法定代理人の場合 ☐ 戸籍謄本その他その資格を証明する書類
任意代理人の場合 ☐ 委任状
※上記が困難な場合は、申請者本人の健康保険証又は資格確認書

2. 代理人の身元確認に必要な書類

上記の「2. 申請者の身元確認に必要な書類」と同じです。代理人ご自身のものが必要となります。

3. ご本人（申請者）の番号確認に必要な書類（以下のうちから1つ）

- ☐ 個人番号カード又はその写し（裏面） ☐ 通知カード又はその写し（個人番号通知書は不可）
☐ 個人番号が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書若しくはその写し

よくあるご質問について

Q.申請にあたって個人番号カードの作成が必要になるの？



A. 申請のために、個人番号カードの作成が必要ということではありません。

Q.添付書類が省略できるようになるの？

A. マイナンバーを利用した自治体間の情報連携により、申請書に添付する書類の一部が省略できるようになりますが、本県では省略が可能な対象者が限定されることで申請手続きが複雑になることや、対象者が限定されることでマイナンバー制度の目的や行政サービスの観点から公平性を欠いてしまうこと、また、事務量の増加や事務処理が複雑になることで認定手続きの遅延が発生し申請者に不利益となることが想定されることを理由に、当面の間は添付書類の省略をせず、従来どおり提出をお願いしております。

引き続き申請手続きの省略・効率化を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



Q.マイナンバー（個人番号）は必ず書かないといけないの？



A. 個人番号の記載については、児童福祉法施行規則で定められており、記載が義務付けられています。個人番号制度の趣旨をご理解いただき、個人番号の記載をお願いいたします。

Q.申請者以外で個人番号を記載しなければならない人の番号確認書類は写しを提出すればいいの？

A. そのとおりです。個人番号カード（両面）の写し、通知カードの写し、又は住民票（個人番号付き）の写しのいずれかをご提出いただきます。身元確認書類の提出は不要です。

